商標権取得の流れ

商標登録出願

商標権取得を希望する商標及びその商標を使用したい商品やサービス等を特定するために、出願依頼人様にて事前に商標の出願人、商標の概要、図面等の資料を準備していただきます。

審査 ▶ 拒絶理由通知 ▶ 意見書・補正書 ▶ 拒絶査定 ▶ 拒絶査定不服審判 ▶ 審理 ▶ 拒絶審決 ▶ 審決決定取消訴訟

事前の調査が不十分な場合、拒絶理由が通知されます。また、商標自体が「識別力を有しない」として拒絶理由通知を受ける場合があります。通知された場合、所定の期間内（通常４０日）に意見書及び補正書を提出することができます。

拒絶理由が解消しなかった場合、拒絶査定謄本が送達されます。この場合、３ヶ月以内に、拒絶査定不服審判を請求することができます。

出願の審査又は審判の審理によって全ての拒絶理由が解消した場合、その出願は登録査定又は登録審決となります。

登録査定

出願の審査又は審判の審理によって全ての拒絶理由が解消した場合、その出願は登録査定又は登録審決となります。

商標登録料納付

登録査定（審決）された出願に対して、所定の期間内に登録料を支払うことにより、商標権が発生します。存続期間（１０年）の全部を一括納付しても構いませんが、前半５年分のみを納付しても設定登録されます。後半５年分は、原則として５年満了日前に納付することが必要です。

登録

設定登録日が意匠権発生の起算日です。後日、最終的な登録内容を公示するため、商標公報が発行されます（商標法第１８条第３項）。